

暗号資産の新たな規制 に対する要望

2019年2月14日

Hello, Future!



Fintech推進PT

はじめに

- ✓ 金融庁「仮想通貨交換業等に関する研究会報告書」（2018年12月21日公表）により、諸外国に先駆けて、暗号資産をめぐる規制の枠組みが示されたことは大きな意義がある
- ✓ 他方、**暗号資産は技術革新や環境変化がめざましい分野**であり、**新たな規制が我が国の金融市場におけるイノベーションの阻害とならないよう、最大限留意する必要がある**
- ✓ ついては、今後の法制化、政省令・ガイドラインの策定等にあたり、以下のとおり要望する

1. 投資型ICOについて

「第一項有価証券」となる対象の明確化

今回示された規制案の内容

トークン表示権利は、事実上多数の者に流通する可能性があるため、金融商品取引法における「第一項有価証券」と同様に整理する



これに対する要望

- ✓ トークン表示権利を一律に「第一項有価証券」と同様に扱うのではなく、**権利の移転に制限がかかっているなど、事実上多数の者に流通するとはいえない場合においては「第二項有価証券」と同様に整理することを可能とすべき**（具体的な例外の範囲は政令・府令等で規定すべき）
- ✓ 「第一項有価証券」に該当する場合、当該トークンを取り扱うには「**第一種金融商品取引業者**」の登録が必要となり、**参入障壁が著しく高まることから、新技術の利活用促進の妨げとならないよう留意すべき**
 - 暗号資産はスマートコントラクトや電子署名により流通範囲を制限することが技術的に可能
 - 従来から第二項有価証券扱いである不動産の受益権やファンドへの匿名組合出資が、トークン化によって第一項有価証券扱いとなるのであれば、規制が新技術活用の阻害要因になってしまう

2. 決済型ICOについて

発行体と交換業者の責任の明確化

今回示された規制案の内容

ICOトークンを取り扱う仮想通貨交換業者に対し、「発行者に関する情報、発行者が仮想通貨の保有者に対して負う債務の有無・内容、発行価格の算定根拠等」に加え、「発行者が作成した事業計画書、事業の実現可能性、事業の進捗等」の情報についても、顧客に提供することが適当。



これに対する要望

- ✓ 事前の情報開示、事後の継続開示、適時開示などについて、**「発行体」と「交換業者」の責任を明確化すべき**。発行体が主たる情報源であるため、問題があった際の交換業者の責任範囲を限定するなど、**交換業者の責任が過大にならないよう留意すべき**。
- ✓ **一定の条件を満たす場合は、ICO規制の適用対象外とすべき**
例：取得者が少人数の場合、少額発行の場合、適格機関投資家や富裕層を対象とする場合など
- ✓ いわゆる**ステーブルコイン**には様々な形態があることを踏まえ、為替取引など既存の類似規制をそのまま適用するのではなく、**資金決済法上の仮想通貨該当性の線引きも含め実務上のニーズ等を把握した上でトークンの性質を考慮したルール設計をすべき**

3. カストディ業務について 規制対象となる業務範囲の明確化

今回示された規制案の内容

カストディ業務について、業規制の対象とし、仮想通貨交換業者に適用される顧客の仮想通貨の管理に関する規制（※）を適用

※「登録制」「業者の仮想通貨と顧客の仮想通貨の分別管理」「仮想通貨流出時の対応方針の策定・公表、弁済原資の保持」「顧客の本人確認、疑わしい取引の行政当局への届出」など



これに対する要望

- ✓ 実務上「カストディ業務」は様々な形態のものが存在するため、**規制対象となる業務の範囲を明確にすべき**
- ✓ **一定の業務についてはリスクに応じた規制、またはカストディ規制の適用対象外とすべき**（具体的な範囲は政令・府令等で規定）

例：マルチシグなど事業者単独で仮想通貨の移動ができない場合
マイクロペイメントや個人間の送金取引等のために少額の仮想通貨を預かる業務

4. デリバティブ取引について

第一種金商業による取り扱いの実現

今回示された規制案の内容

- ✓ 仮想通貨デリバティブ取引は、**他のデリバティブ取引と同様の業規制（金商法）を適用することが基本**
- ✓ さらに、仮想通貨デリバティブ取引は、顧客の認識不足、問題がある仮想通貨の取扱い等、仮想通貨の現物取引と共通の課題が内在した取引であるため、**仮想通貨の特性を踏まえた追加的な対応として、仮想通貨交換業者に求められる対応も同様に求める**



これに対する要望

- ✓ 第一種金商業者が現物仮想通貨の引き渡しを伴わない仮想通貨デリバティブ取引を取り扱う場合には、**仮想通貨交換業としての登録を経ることなく第一種金商業の範囲内の業務として行うことができることとすべき**
 - 仮想通貨デリバティブ取引には、原資産である仮想通貨の価格変動リスクはあるものの、現物を扱わない取引もあり、また仮想通貨による払い出しを行わないことから、常に「現物取引と共通の課題が内在」しているとまではいえない
 - そのため、仮想通貨デリバティブ取引を業として行う者が第一種金商業者であっても常に仮想通貨交換業の規制が適用される（＝仮想通貨交換業登録が必要となる）のは、過剰規制

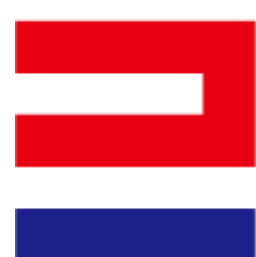
5. その他（税制）

税制に関する要望

暗号資産の市場を拡大しイノベーションを後押しする観点から、税制が暗号資産への投資の阻害要因とならないようにするため、以下のような措置を講じることを検討すべき

- ① 総合課税から、申告分離課税への変更
（税率は株やFXと同様に20%とする）
- ② 仮想通貨間の交換は非課税とする
- ③ 損益通算や損失の繰越控除を可能とする

Hello, Future!



新経済連盟

Japan Association of New Economy